

地域密着型通所介護シルバーハウスいちじま運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ツーリスト開発が開設する指定通所介護シルバーハウスいちじま（以下「シルバーハウスいちじま」という。）が行う通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、「シルバーハウスいちじま」の生活相談員、看護師、准看護師、介護員その他の従業員（以下「生活指導員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 「シルバーハウスいちじま」の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「シルバーハウスいちじま」において全体的な日常生活上の援助及び機能訓練を行う。さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減ができるよう支援する。又身体拘束は行わない。

- 一 事業の実施に当たっては、丹波市地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者から、すべての利用者について居宅サービス計画を受け取り、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 二 地域密着型通所介護事業所は、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性を確保する。

（事業所の名称、所在地）

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 シルバーハウスいちじま
- 二 所在地 兵庫県丹波市上牧553番地
- 三 電話 0795-85-3066 FAX 0795-80-3900

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 「シルバーハウスいちじま」に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、それぞれ利用者に応じた通所介護計画を作成する。又自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。さらに従業者及び利用者の申し込みに係わる調整など業務の管理を一元的に行い、又必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者に対する全体的な生活上の世話をを行うとともに日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 三 介護職員 1名以上
- 四 看護職員 1名以上 看護職員は健康状態の確認及び介護を行う。
- 五 機能訓練指導員 1名以上（看護師が兼務）
機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練及

びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 「シルバーハウスいちじま」の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月、火、水、木、金、土曜日とする。年末年始休業を12月29日から1月3日までとする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時45分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分までとする。

（利用定員）

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1日あたり15名 月～土曜日 12名

（通所介護の内容）

第7条 通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴及び食事の提供
- 二 健康チェック
- 三 生活相談
- 四 全体的な生活上の援助及び休養
- 五 機能訓練、日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための生活訓練、日常動作訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助
- 六 送迎、利用者に対して居宅と「シルバーハウスいちじま」との間の送迎

（利用料等）

第8条 指定通所介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担額を乗じた額とする。

- 一 食費 1回につき 730円
- 二 おむつ代 実 費100円（同様の物と交換可）
- 三 キャンセル料 緊急性のない理由による利用日当日のキャンセルは、食費と同額を請求する。
- 四 前項各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、市島中学校区、春日中学校区とする。

（サービス利用にあたっての留意）

第10条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用日当日の健康状態等を指定通所介護従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 生活相談員等は、通所介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに家族、主治医（利用者の居住区の開業医）に連絡し、適切な処置を行う。

又、必要に応じて救急車を要請する。

- 一 生活相談員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び指定介護支援事業者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 「シルバーハウスいちじま」は、非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、防災訓練を地域住民の協力を得ながら年2回以上実施する等定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 「シルバーハウスいちじま」は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について生活相談員等に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）通所介護従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 一 「シルバーハウスいちじま」は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（運営に関する重要事項）

第14条 「シルバーハウスいちじま」は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年1回

（秘密の保持）

第15条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

一 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

二 サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（運営推進会議の設置）

第16条 地域との連携や運営の透明性を確保する観点から、運営推進会議を設置する。

- 一 会議はおおむね6ヶ月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な意見や助言等を聞く機会とする。
- 二 会議の構成員は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、当該サービスについて知見を有する者、市職員、事業開設者、当事業所職員代表者とする。
- 三 会議は議事録を作成し、結果を公表する義務を持つ。

(その他)

第17条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ツーリスト開発と「シルバーハウスいちじま」の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 21年 11月 1日から施行する。

この規定は、平成 24年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成 26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成 27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成 28年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 2月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 7月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年12月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 1月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 2月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年 2月 1日から施行する。